

令和4年 第1回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和4年1月6日（月）13：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

1番：小田稻次郎 3番：矢方盛士 4番：清竹鉄也
5番：佐々木清和 6番：矢幡陽子 7番：飯田祥治朗
8番：穴井勲 9番：佐々木洋子 10番：植山秀明
11番：手島政弘

推進委員

12番：小野益利 13番：仲摩茂敏 15番：森義美
16番：矢野三八 17番：高倉三八 18番：熊谷厚己
19番：田中卓一郎 20番：時松美智雄 21番：佐藤真悟
22番：田吹博史 23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀

事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）： 10名 （農地利用最適化推進委員）： 11名
欠席委員 （農業委員）： 1名 （農地利用最適化推進委員）： 1名

<会長あいさつ>

■議事

議 長 それではですね、これから議案の方をやっていきたいと思っておりますので、最初に皆さんにお願いを致します。発言は挙手をして番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また携帯電話は電源を切ってくださいか、マナーモードによろしく願いいたします。議事録署名委員

の選出について、規則第14号第2項の規定により議事録署名委員を6番委員さんと7番委員さんを指名致します。異議はございませんか。異議なしと認め6番委員と7番委員を議事録署名委員に指名を致します。よろしくお願ひします。それではただ今から報告案件に入ります。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

報告第1号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして報告第2号農地法第3条の規定による許可処分の取消願ひの受理について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをお開きください。報告第2号農地法第3条の規定による許可処分の取消願ひの受理について。

報告第2号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして報告第3号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをお開きください。報告第3号農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第3号(番号1番～3番)を読み上げて説明。

議長 続いて議案審議に入りたいと思います。4ページの議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをお開きください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第1号(番号1番～10番)を読み上げて説明。

議長 今事務局より説明がございました。議案は10件ありますが番号9番については、関係者の方がいらっしゃいますので、農業委員会の会議規則の制限に該当しますので議案の開始から終了までは、他の議案が済んでから行いますのでよろしくお願ひします。それでは1番から担当委員さんの説明をお願い致します。

19番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして番号2番担当委員さんお願ひします。

13番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして番号4番担当委員さんお願ひします。

16番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号5番担当委員さんお願いします。

23番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号6番担当委員さんお願いします。

10番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号7番担当委員さんお願いします。

8番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号8番担当委員さんお願いします。

4番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号10番担当委員さんお願いします。

15番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。1番から10番までの担当委員さんの説明がございました。それでは9番を除いて1番から10番について、質問のある方は挙手をして名前を言って質問をお願い致します。

8番委員 10番の〇〇さんは耕作面積が0になっていますけどいいんですか。3反以上ないけど。あともう一点〇〇〇〇は〇〇の関係がありますよね。あれは農地として購入するけど将来的にキャンプ場という話がありましたよね。この取り扱いがどういふふうになりますか。

議 長 10番ですかね、担当委員の15番推進委員さんから説明がございましたけど家屋敷、山林も含めて全部一括して購入ですよ。その中に田んぼがあつて2反2畝ですかね。〇〇町の〇〇さんは不動産をやっている方で、先般も〇〇でこういった案件がありましていろいろ聞いておりますと。〇〇さんその者は実際農地を持っていない、その中で水田なり畑を買うという事になれば、今8番委員さんより質問のありました資格を持っていないという事になりますけど。この辺は事務局の方から説明をしていただきたいと思ひますけど。

事務局 まず、耕作地が0という事なんですけど、〇〇の土地につきましては現状耕作している状況が見られていないので書いておりません。〇〇町の農業委員会の方から耕作証明書という形で、〇〇町で耕作している農地の面積が22, 699㎡でこちらの方に書類で提出してもらっています。一応隣町という事で経営上特段問題は無いという所で耕作証明書を持って、3反は耕作面積を持っているという形で総会の方に

- 挙げさせていただいております。以上になります。
- 議長 今事務局の方から説明がございまして、実際〇〇町の方で約2町歩ちょっと自作地があるという事で、そうすれば九重町では実際持つなくても隣の、〇〇町でやっているという事で問題ないだろうという事で議案として挙がっております。
- 8番委員 耕作面積は九重町の耕作面積を書くのですか。
- 事務局 こちら耕作面積についてなんですけど、九重町内の農地しか反映されていまして町外に土地を持っていた場合には計上はされておられません。
- 7番委員 この〇〇〇〇さんこの方は〇〇の例の土地を持っているのではないのですか。
- 事務局 持っていらっしゃるんですけど、耕作は現状されていない状況という所でこちらについては耕作面積としては計上させて頂いておりません。0という形になっております。
- 議長 他にございせんか。今事務局の方から〇〇町では耕作地があるという事ですけど、ここに議案審議として書く時には但し書きみたいにかっこ書きでもいいのでどこで耕作していて0ではありませんと分かればこういった質問は無いかなという感じはしますけど。
- 10番委員 九重町で農用地を所有しているにも関わらずそれが耕作されていないという事はちょっとおかしいですよ。それと同時に今の現状ですね、推進委員さんが見られた状況をもうちょっと詳しく。もう耕作放棄地になっていないとか意見があれば聞かしてください。
- 15番推進委員 田んぼの方は昨年まで従兄弟の人が作っておりました。よく管理されています。畑の方は3年前までは近所の人が作っていたようですが、今は作っておらず、草だけは2、3日前に切ったようです。〇〇工業の前の川端の畑は草がぼうぼうで、木も生えて手のつけようのない状態になっていますが、〇〇さんの方はこれから考えて近所の人に家庭菜園でも畑を貸そうかということをおっしゃっていました。以上です。
- 7番委員 〇〇にある一町歩の土地に全く手をつけていない人がするだろうか。貸すと言ってもどこまで本当か分からない。
- 議長 私も現地が近くなので分かりますが、なかなか傾斜が激しくてそこまでに寄り付きにくい所がある。軽トラックも実際どうでしょうかね。
- 7番委員 悪いけど買ったなら3年間自作しなければならないとなっているのをほったらかして、それを人に貸すとはおかしいじゃないですか。
- 議長 私もどう考えても本人は作る気が無いと思う。ただその時に場所を見た時に私が代わりに作ってあげましょと、そういう状況にはなりづ

らいのではないかと思います。私も実際現地に行ってはいませんが、周りを見た時にすぐ傍に一昨年の土砂崩れで法面も流れていて、なかなかはいそうですか、皆さん賛成しますという事にはなりづらいとは思いますが。他にご意見ございませんか。

3 番 委 員
事 務 局
議 長

事務局分かるのなら1番から10番までの金額をお願いします。

〔事務局より説明〕

10番に関しましては皆さんに挙手をお願いしますと言ってもなかなか。〇〇〇〇も〇〇の一件もありますし、なかなか皆さんはいそうですかとなりづらいと思うんですよ。今回この案件にしても自分で作らず誰かに作ってもらおうと、私はそういった事にはなっほしくないなと思います。ここでまた結論が出しづらいと思いますので、保留と言う形でどうでしょうか。よいでしょうか。それでは今回この10番については保留という事で再度また事務局の方で先方と話をしてください。皆さんが納得出来るような回答を貰わないとなかなかここで審議が出来づらいと思いますので、その時はまたよろしくお願ひしたいと思います。

7 番 委 員
議 長

この状況として〇〇をどうするかという話をしないと進まないと思う。あそこをどうするか。キャンプ場にする話も出ているから。

飯田の一件もありますし、またここも場所的にはあまり良い所では無いので、例え〇〇〇〇が土地を購入して3年間は例えば耕作して何かするとかいう場所ではないので、ここは農地として管理してもらって耕作ですよ。耕作をしてもらう事が条件になりますので、それを含めて〇〇も事務局が言った様に耕作している状況では無いので私達としても疑問が残りますので、この案件については保留と致します。

13 番 推 進 委 員

この案件は宅地も山も一緒に含めて買った時はどういうふうに判断すればいいのか。場所的に土地が無ければ農地もあまりいい所ではないみたいですが。

議 長

私達とすれば農地を審議という事になってくると思います。

10番は保留という事で一応担当委員さんから説明が終わりまして、他の意見も出揃ったと思いますので、1番から8番まで賛成する方は挙手をお願いしたいと思います。はい、ありがとうございました。それではですね、9番の審議に入りたいと思いますので、関係委員さんは退席をお願いしたいと思います。それでは9番の担当委員さんの方から説明をお願いします。

20 番 推 進 委 員
議 長

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

担当委員さんより説明がございまして、主に息子さんの方が主力でや

っているのでしょうか。そういう事でございます。9番の案件に対して質問のある方挙手をしてお願い致します。ありませんか。無いようですので9番の案件に対して賛成する委員の方挙手をお願いします。ありがとうございました。全員賛成という事で承認する事と致します。それではですね、6ページの議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書6ページをお開きください。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

議案第2号(番号1番)を読み上げて説明。

議長

事務局より説明がございました。それでは担当委員さんより説明をお願いします。

7番委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議長

今担当委員さんより説明が終わりました。この件に対して質問のある方挙手をしてお願いします。ありませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案第2号の案件について賛成する委員の方は挙手をお願いします。全員賛成という事で承認する事と致します。この案件は大分県の許可案件となりますので、県知事の許可がいきますので、また県の方に送りたいと思います。続きまして議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてこの案件は16件ありますけど事務局からの説明は省略させていただきます。16件ありますけど番号11番については関係者の方がいらっしゃいますので、また先ほどのように他の議案の審議が終わってから行います。それではですね、番号1番について担当委員さんより説明をお願いします。

7番委員

ちょっといい。番号11番は再設定ですよ。前回そうでなかった。

議長

これね、私もその判断しにくい所で、皆さん再設定だからもういいですよとなれば。今回は再設定が多くございまして、一応設定について説明だけをお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。それでは番号1番の設定について担当委員さんより説明をお願い致します。

15番推進委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議長

ありがとうございました。2番からずっと9番まで再設定という事で10番が設定でございまして、15番推進委員さんが関係者という事で後回しにして。11番から15番まで再設定で16番ですね。16番について担当委員さんより説明をお願いします。

15番推進委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議長

はい、ありがとうございました。1番と16番についてですね、質問

のある方はよろしくお願ひします。ありませんか。無いようでしたらこの2件の案件対して賛成の方は挙手をお願ひします。ありがとうございます。全員賛成という事で承認されました。それでは番号10番について関係者の方がいますので退席をして頂いて。

〔現地調査の結果を報告〕

議 長 質問はございませんか。無いようでしたら番号10番の案件に対して賛成の方は挙手をお願ひします。ありがとうございます。全員賛成という事で承認いたします。続きまして11ページになります。議案第4号非農地証明願について事務局より説明をお願ひします。

事 務 局 議案書11ページをお開きください。議案第4号非農地証明願について。

議案第4号（番号1番～2番）を読み上げて説明。

議 長 事務局より説明がございました。それでは番号1番担当委員さんより説明をお願ひします。

12番推進委員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 続きまして番号2番担当委員さんお願ひします。

22番推進委員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 担当委員さんより1番2番について説明がございました。質問のある方は挙手をしてお願ひします。ありませんか。

10番委員 番号2番について荒れていると思うのですが、田の形とか水路はどうなっているのですか。

22番推進委員 もうわかりません。

23番推進委員 鳥獣害の柵がしてあるよね。

22番推進委員 鳥獣害の柵はありません。反対の道路側にしています。前に〇〇〇さんがあったよね。ここは道側で入り口になるからね。ネットは道路側。〇〇さんの隣になる。

議 長 他に質問はございませんか。無いようでしたら1番2番について賛成の方は挙手をお願ひします。ありがとうございます。全員賛成という事で承認します。以上で本日の議案審議は全て終了します。